

令和6年度 軽米町育英資金貸与生 募集案内

1. 対象

次の各号のすべてに該当する方です。

- (1) 町内に住所を有する方の子弟であること
- (2) 高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学していること
※令和6年4月に入学する方を含みます。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること

2. 貸与月額・貸与期間・貸与時期

(1) 貸与月額

| 区 分 | 貸与月額 |
|---|------------|
| 大学またはこれと同程度の学校 (短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む) | 51,000 円以内 |
| 高等専門学校 | 30,000 円以内 |
| 高等学校またはこれと同程度の学校 | 15,000 円以内 |

(2) 貸与期間

正規の修学期間

(3) 貸与時期

毎月20日に指定口座へ振込(20日が土日祝日の場合、前後することがあります)

※初回は6月に4~6月の3か月分をまとめて貸与します。

3. 採用人数

10名程度

4. 応募手続

(1) 応募書類

- ①育英資金貸与申請書
- ②家庭状況調書
- ③在学証明書(原本) (R6年4月1日以降に発行されたもの)
- ④家族全員の住民票の写し(本籍、続柄の記載のあるもの)
- ⑤家族の所得証明書(高校生以下で収入がない方は除く)

(2) 注意事項

- ①(1)①、②の用紙は、教育委員会にあります。また町ホームページから取得できます。
- ②(1)④、⑤は、町民生活課窓口で取得できます。
- ③連帯保証人は保護者、保証人は町内在住で本人とは別世帯の成人の方としてください。
- ④応募書類に押印する印鑑は全て登録印(実印)です。
- ⑤提出いただく各種証明書の手数料は、全て申請者の負担となります。

(3) 応募方法

応募書類一式を軽米町教育委員会事務局へ持参、または郵送してください。(4/30 必着)

5. 募集期間

令和6年4月1日(月)から4月30日(火)まで(期限厳守)

6. 選考及び採用の決定

軽米町育英資金貸与生選考委員会が審査し、町長が採用を決定します。
選考結果は採否に関わらず、**5月下旬**に本人に書面で通知します。
選考の経過及び決定の理由についてはお答えしません。

貸与生として採用された方は、以下の書類を提出いただきます。

- ① 誓約書
- ② 連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書
- ③ 振込口座申出書

※誓約書に押印する印鑑は全て登録印(実印)です。

※奨学金振込先の口座は、貸与生本人名義の口座です。(未成年者の場合は、保護者も可)

上記書類を提出後、育英資金をご指定の口座へ振り込みます。

初回は6月に4~6月の3か月分をまとめて貸与します。翌月から、毎月20日(前後することもあります)に月額貸与額を振り込みます。

7. 貸与資格の確認

貸与生は毎年度初めに在学証明書を提出していただきます。

8. 届出

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- (1) 休学、復学、転学、停学または退学したとき
- (2) 貸与生及び連帯保証人、保証人の氏名、住所に異動があったとき
- (3) その他届け出た事項に異動があったとき

9. 貸与の中止

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、貸与を中止します。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがないと認められるとき
- (3) 育英資金の貸与を辞退したとき
- (4) その他、貸与生として適当でないと認められるとき

10. 貸与の休止

貸与生が休学したときは、その期間は育英資金の貸与を休止します。

11. 返済

各種学校卒業の1年後から15年以内に、月賦、半年賦または年賦で返済していただきます。
(無利子)

全額または一部を繰り上げて返済することができます。

12. 返済の猶予

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、返済の猶予を受けることができます。

- (1) さらに上級の学校に在学しているとき
- (2) 災害または疾病により返済が困難と認められるとき
- (3) その他やむを得ない事情によって返済が困難と認められるとき

13. 申込み及び問い合わせ先

軽米町教育委員会事務局 教育総務担当 (☎46-4743)

〒028-6302 軽米町大字軽米 8-87-1 かるまい文化交流センター内